

令和 5 年度事業計画（案）

1. 堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）、分科会の開催について

堺市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する事項を協議するために、協議会を 4 月末ごろ、7 月、10 月、12 月（いずれも予定）、の 4 回開催する。

また、分科会として協議会規約第 3 条第 5 号の内容について協議するために、堺市地域公共交通会議を 3 回開催する（時期未定）。

2. 堺市地域公共交通計画策定支援業務について

堺市地域公共交通計画の策定に向け、令和 5 年度に検討予定の下記内容について委託業務にて実施する。

- ・基本方針、目標の検討、取りまとめの支援
- ・目標達成のための施策・事業の検討及び達成状況に関する取りまとめの支援
- ・地域公共交通計画（案）及び概要版（案）作成の支援
- ・パブリックコメント実施支援
- ・会議資料の作成、会議運営の支援等

入札方法については、堺市の規定に基づき、総合評価一般競争入札により選定する。